

令和 8 年 度

業 務 番 号..... 繰 第 7 1 9 9 号

..... 国道 3 3 8 号交通安全対策..... 測量業務委託

特 記 仕 様 書

..... 下北郡佐井村..... 大字..... 佐井 地内

青森県下北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 1 月 2 9 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び測量作業中とし、3回とする。測量作業中の打ち合わせは、路線測量終了時とする。

第 4 条 測量作業計画

本業務における測量作業計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

協議の上必要に応じて貸与する。

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 測量作業条件

測量作業条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

当該箇所において実施する道路詳細設計の基礎資料とするための測量である。

その他、別紙「数量総括表」のとおり

第 2 条 UAV等を用いた測量

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

- 1 本業務は、生産性の向上や現地作業の安全性の向上等が期待できる場合、受注者からの発議による 3次元点群測量の実施が可能である。
- 2 3次元点群測量の実施を希望する場合、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、その目的に沿った手法及び仕様で実施しなければならない。
- 3 3次元点群測量の実施に伴う実施内容、対象範囲及び費用については、受発注者間の協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 5 受注者は、3次元点群測量に係る測量機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・最新版）に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。
- 7 受発注者間の協議により路線測量又は河川測量の測量成果が必要となった場合、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（国土地理院・令和5年3月）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

第 3 条 BIM／CIMの活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第5条 支給材料

本業務における支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

第6条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課 HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1 部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部

2. その他

(1) 現地測量写真集部(報告書電子媒体に含む)

測量業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月1回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	管 理 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	13 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)11 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	10 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	10 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	17 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	33 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	39 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	39 条